

## 第2回松本市災害廃棄物処理計画策定専門部会 議事録

日 時：平成30年7月19日（木） 午前10時00分～11時30分

場 所：松本市役所 議員協議会室（東庁舎3階）

内 容：(1) 松本市災害廃棄物処理計画の想定する災害について  
(2) 松本市災害廃棄物処理計画の処理方針について  
(3) 松本市災害廃棄物処理計画の骨子について  
(4) 次回の専門部会について

出席者：(委員) 野見山委員、梅崎委員、宮澤委員、山田委員、桐原委員、高村委員  
(事務局) 土屋環境部長

<環境政策課>久保田課長、中村課長補佐、永元主事

<環境保全課>中嶋課長、八田係長

<環境業務課>百瀬課長、林係長

<危機管理課>百瀬課長補佐

(委託業者) 応用地質㈱

- 1 開会
- 2 議事

議事(1) 松本市災害廃棄物処理計画の想定する災害について（環境政策課）

(部会長) ただいまの説明に質問等ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 地震において、大震度になったときに一般市民あたりが一番気にしているのはダムです。ダムが決壊してその被害がどうなるのか。決壊しない根拠は、市民が納得するような具体的な説明ができるか。例えば、沢渡の3ダムが決壊すると、里山辺あたりまで水が来るとい話もあります。それと、もう一つ心配なのは奈良井ダムです。視察で行ったことがあります。決壊した場合、下流域の商社等にある薬品、酸などの流出、ガスタンクが爆発、自衛隊の弾薬庫からの被害は想定しなくてもいいのか。想定しないのであれば、それを具体的な根拠で納得させるようなことができないかということをお私疑問に思ったのですが、どうですか。

(部会長) 前回まで出てなかった件ですけれども、これはいかがでしょうか。

(環境政策課) 7月豪雨を見てもそうですけど、必ずどこかの時点において想定外という

ことをどうしても言われてしまう部分がありますが、先ほども説明したように、最大のものを想定してっていうことを我々念頭には置いています。今のお話の範囲だと、我々が今やろうとしている災害廃棄物処理計画の範囲をちょっと超えてしまうのではないかなと思います。ダム決壊の被害については松本市全体の災害対策の中で当然対応していかなくちゃいけないことですので、そちらとも協議しながら今後検討していきます。

(委員) 7月豪雨では、放流を周知される時期やその方法を含めたダムの放流、ため池の決壊、砂防ダムの決壊により被害がありました。今回これら露呈した問題について、計画内に当然出てこなければいけないものだと思います。また、報道では倉敷市のハザードマップと今回の浸水被害が一致している場所があるということでした。勧告や警報もそうですが、行政側もかなりの確に出していますが、それに対して住民がどう反応したかというところに一番問題があるということ指摘されています。ダム、ため池、砂防ダムについて、被害想定含め住民に対してどう周知徹底させるかということも、今回の広島災害からは絶対に学んでいかなくちゃいけないことだと思っています。

(危機管理課) ダムの決壊ということで御指摘ございましたけれども、3ダムを管理する東京電力からの説明の中では決壊は想定していないという回答をいただいています。具体的根拠についてですが、ダムの変形等常に計測しているという説明でした。

(委員) どこまでが安全であるのか、地震でいえばどのぐらいの規模までなら大丈夫なのかということ具体的な数字教えていただきたい。

(部会長) 次回まで少しまだ間がありますから、決壊する可能性とかその辺を含めてもう少し資料は必要なのと、あとは、先ほど委員からもお話あったように、放流の問題はやはりかなり大きな問題で、今回も非常に被害が多くなっていますので、そこを含めて、事務局の方で資料を集めていただきたい。

(委員) 前日も発言しましたが、松本地区で発生する災害廃棄物は計算されていますが、周りも同じように災害が起きているということに注意しておく必要があると思います。そこまでここで計算する必要があるという話ではありませんが、やはり周りの地区との連携をとってそのデータを両方共有することはすごく大事だと思います。2点目に、洪水に関して委員からもお話がありましたが、放流や決壊の被害を含めると、土砂は多くなりますが、なぜ今回の推計に土砂を含まないということにされているのでしょうか。土砂を含む計画はなぜとらなかったのでしょうか。

(部会長) お願いします。

(環境政策課) 土砂に関してですが、土砂は基本的に災害廃棄物に含まれませんので、災害廃棄物処理計画として土砂はこの数値に含んでいないということです。

(委員) そのとおりなのですが、先ほどの説明でも実際の災害では災害廃棄物発生量に土砂が含まれているという話でしたので、やはり何割増しかは入れておかないといけないのではないかという質問です。

(部会長) これはちょっと御検討いただいたほうがいいですね。あと、他地区の話が出て

いましたけれども、近隣ではどのぐらいの時期に計画が決まって、共有ができるのでしょうか。

（環境政策課）直接関係するのは2市2村ですが、今現在把握している限りでは、塩尻市は今、私どもの作業と並行して作業を進めておられると聞いています。それから、山形村、朝日村につきましては松本の状況がある程度情報共有する中で策定すると聞いています。クリーンセンターでの処理の問題もありますから、最低限近隣4市村に関しては緊密に情報共有していくことになっております。

（部会長）ぜひお願いします。やはり、この糸魚川—静岡構造線断層帯となると全体での被害がすごく大きくなると思います。松本市だけでなく近隣の数値もあると随分見え方も違ってくるのではないかと思いますので、その辺のところもよろしくお願いします。

（委員）土砂に関係しますが、土砂を災害廃棄物に含めるが否かの話よりも前に、今回のこの計画がそもそも洪水災害のみを想定し、土砂災害そのものを除いているのはなにか理由があるのでしょうか。あと、ダムのお話を少し補足しておきますと、3ダム、メインは奈川渡ダムだと思えますが、地震の揺れで倒れるという問題以前に、活断層の上にあのダムが建っているという問題が重要であると思います。東京電力がダムをつくった当時は活断層という認識がなかったと思いますが、現時点では梓川沿いは活断層のところを侵食した地形だということがわかっていますので、ダムをつくった当時と状況が変化しています。地震の揺れでダムが崩れるという問題もありますが、活断層の上に建っているという問題についても今後どう考えていくか、計画でどう表現するか、議論する必要があるかと思います。

（部会長）まず、土砂災害は含まれているのか、含まれていないのか。含まれていない場合にはなぜなのかということをお願いします。

（環境政策課）前回から話のあるとおり、土砂災害に注目した整理を今回はしておりません。それぞれ御指摘があるとおりに、重要な要素ではありますので加味していく必要はあると思いますが、まず災害廃棄物処理計画を一つ形として策定することを今回の主目的としていきたいと思えます。計画策定後、見直しはしていく必要が当然あるため、土砂災害やダムに関する災害等もいずれ考慮には入れていかなきゃいけないだろうなという課題意識を持ちつつ、今回は割愛していくということで進めていきたいと思えます。

（委員）その件で一つお聞きします。7月豪雨の様子をテレビ等で見ますと、浸水した地区は1階が全部土砂で埋まっています。そうすると、まずその土砂を廃棄しないことにはその後の作業が進まないのですよね。ですから、本計画の洪水災害による災害廃棄物発生量にその土砂量も入れ込む必要があると思います。斜面災害とかはまた後で対策はできますけれども、流出土砂は入った後すぐに撤去すべきではないかと思えます。

（環境政策課）土砂災害については地震災害のようにデータの蓄積が多くなく、今回推計した際に使用したような算定式が確立されていないため、他自治体の災害廃棄物処理計画等を見ても、そこまで言及されているものはありません。今回の7月豪雨の経験も一つの

データの蓄積になっていくと思いますので、そんなことも参考にしながら今後進めていくことになると思います。

(部会長) 事前に推計していたものの中に含まれていないので、今年度は今から発生量に加えるのは厳しく、7月豪雨での事案の蓄積を見た上で、速やかにそれを加えるということでしょうか。

(環境政策課) そのようなことでお願いできればと思います。いずれにしても今、こうですよとお示しできる材料がありませんので、また次回までに、どこまで整理できるかわかりませんが検討させてもらいたいと思います。

(委員) ちゃんと計算しようと思えば、斜面や流域からできるのではと思います。先ほども言われたようなハザードマップの浸水深からも、大まかな数字は出ると思います。まずは発生量に土砂量を入れ込んで、その処理をどうするかということころは計画内で考えておいたほうが良いと思います。

(部会長) 今回の7月豪雨の事案があったということもありますので、今からできることだけをとにかくまずはやっていただいて、今回盛り込めるだけ盛り込められればと思います。まずは次回までに資料を御用意いただけますでしょうか。あと、ダムを設計する段階では活断層について想定されていなかったという話ですけれども、その辺はどうなりますか。かなり根本的な話になってきますが。

(委員) 全国の活断層マップが出てきていますけれども、あのダムをつくったのはそれより前なので、活断層があるということを意識してダムをつくられたわけではないですね。

(委員) そこをどう対応するのかっていうことは、東京電力から聞いておく必要はあると思います。

(部会長) 一度東京電力から、危機管理の方も含めて少し情報を、再度収集をお願いいたします。

(危機管理課) 先ほどの活断層上というところにつきましては、地質学者、信大の教授から詳しい話が多分聞けるかと思いますが、また聞いて御報告させていただければと思います。

(委員) それだけではなく、東京電力としてはそれに対してどう認識しているかということを知りたい。

(委員) ダムの決壊はもちろん、ダムの放流やため池や砂防ダムが決壊したときの想定など、今すぐには難しいかもしれませんが、視野に入れて調査をして、計画に入れ込んでいくということが必要ではないかと思っています。別件で一つ質問ですが、糸魚川ー静岡構造線断層帯(北側)によって影響を受けるエリアはどのあたりでしょうか。

(環境政策課) 別冊の「災害廃棄物処理計画(案)」ということでお示ししてあるものの4ページのところに、その活断層の大まかな位置関係が掲載してございます。いわゆる北側というところは、真ん中、糸魚川ー静岡構造線断層帯の点線四角で囲ってある3つぐらいのところはほぼ想定域になりますので、四賀地区等の被害が大きいという想定になってき

ています。

(委員) 別冊の4ページに図が載っていますが、地震調査推進本部で糸魚川—静岡構造線断層の松本付近を、「中北部」という表記をしております。糸魚川—静岡構造線断層(北部)でいう北部の区間との表記について整理しておいた方がいいと思います。

(委員) 今の話ですが、糸魚川—静岡構造線断層(全体)というのはこれが全部一遍に動くというケースなのですか。現実的ではないですけど最大ということですね。ずれの長さでマグニチュードが決まるので、全体で考えるよりも北部・中部・南部のブロックごとで考える方が合理的でしょう。

(部会長) 難しいのは、例えば中部が動いた場合、中部だけが動いても北部の地域でも影響がありますし、北部が動いても中部の地区でも影響があるので、それを全部やるのではなく、今回は最大になる全体を想定したということです。

(委員) それよくわかるのですが、どこが動くかで揺れやすさは全く違うので、全体というところかなり非現実的な地震の発生を想定していますよね。

(部会長) しかし全体の被害は個別のブロックの足し算にはならないですよ。

(委員) ある程度考えられるブロックごとの最大値をとるという考え方もあると思います。それがベストだとは言いませんが、全体が一遍に動くというのは、常識的には考えられないですね。

(部会長) ただこれ、災害廃棄物の処理計画ですので、最大を見ておけばその中にはおさまるということを考えて想定しているのではないのでしょうか。

(委員) 根拠となるのはその部分のみになってしまいますよね。

(部会長) そうですよ。この最大を想定した数値のみがひとり歩きしちゃうと、問題が出てくると思います。

(委員) そこはなにか書き込む必要がありますね。ここで地震が起きるとこれだけ災害廃棄物が発生してしまう。外に出たときのイメージが大分違ってきてしまいます。

(環境部長) 先ほどからでている糸魚川—静岡構造線断層(全体)の被害を見込むか否かについて、私ども行政としてこの災害廃棄物をつくる限りは、やはり最大値を見込まないと計画になりません。常識的な範囲内の計画だったら、想定外があったときには、行政はそれをなぜ計算しなかったと言われてしまいます。今地域防災会議の中でも全体を入れた場合のことを想定している以上、災害廃棄物についても全体で推計したものを計画に載せる必要がある。別紙2の中でもありましたが、全体と北側とでは、マグニチュードも違いますが、災害廃棄物の発生量も約1/4になるということですので、ある程度の日安になるのではないのでしょうか。計画の中では最大となる数値、全体が動いたとした場合の発生量で計算させていただきたいと思います。

(委員) いいと思いますが、そういうことを計画に書いておく必要があると思います。

(部会長) この辺りは計画への書き込みをお願いします。

(委員) 資料2ページの(2)について、各河川水系の100年確率雨量のところですけども、

出典を書きいただきたい。ウの過去に起きた降水量ですが、1951年から日降水量だけでなく24時間雨量も気象庁が統計をとっていますので、24時間雨量のデータも参照していただきたい。また、1時間雨量は日雨量とは別物なので、表を一緒にしないで分け、上位から順番に並べるなど、もう少し整理していただければと思います。

(部会長) それは次回までをお願いいたします。それでは、大きいところだと、土砂については、情報を集めていただいて次回計画にどこまで盛り込めるか、そこについては少し原案を出していただくという形で臨めればと思います。災害廃棄物の発生量について最大を想定することについては、書き込みをいただいて注意を促すということをお願いします。

## 議事(2) 松本市災害廃棄物処理計画の処理方針について(環境政策課)

(部会長) 前回御指摘のあった部分について、下線太字で修正いただいております。御意見ありますでしょうか。

(委員) 7月豪雨の報道を見ますと、粉じんの問題が結構報道されています。気になるのは石綿なのですが、発災後に災害廃棄物が集積場に集まった場合においても、石綿をコントロールするべく、石綿が含まれた建造物を事前に調べておくことは可能でしょうか。

(部会長) 行政では多分厳しいでしょうか。建物の中に入れ込むということも2000年代にやってきましたので、外から石綿を確認することは難しいですね。

(委員) 封じ込めという対策をとられていますよね。

(委員) それが災害時壊れた時に必ず石綿が出てきます。その対策として事前に調査する場合は自主申告という形でやるより仕方ないということですね。しかし対策しておかないと、後になっていろいろな問題が出て来ると思います。

(部会長) 災害時は発生源がわからなくなってしまう可能性があります。あちこちにばらけて発散することになるので、基本的にはあるということを前提とした対応をするしかないと思います。

(環境業務課) 以前石綿の問題のときに、県が中心になって、各自治体で見えるもの、飛散するものについては調査してどのように処理するかということをやっており、ほぼ終わっている状態ですが、各家庭や事業所などまれに出てきたもの、わかりづらいものもたくさんあります。それについては県では調べがついていないはずですので、その処理方法については災害があつてどこに出されるか、持ってきたものを全てチェックができるか、そういう体制がとれるかということが今後の課題になってくるかなと思います。しかし今回の計画の中では、文言として飛散防止と記載するくらいしか難しいのではないかと考えています。

(委員) 計画への書き方として、有害物質と一概に片づけるのではなく、別に項目を設けて、今後それをまた状況に応じて強化・補強など精査していく必要があると思います。

(委員) 石綿の件ですけれども、飛散性のものはもちろん封じ込めてあるのは問題ですが、

一応対策はされています。ただ、非飛散性のものは基本的にはどこにでもあり、Pタイルやアスファルトの舗装、昔の工場のスレートの屋根、スレートの壁、そういったものにも含まれています。問題なのは、災害が起きてそれがばらばらになったときに、非飛散性のものが飛散性になってしまうことです。どんな品目が含まれているかはかなりわかっているわけですから、災害廃棄物を分別するときに、年代がわからなくても物を見て判断をすることで非飛散性のものをうまく分けていかないと、問題になってしまうのではないかという印象を受けます。

（環境業務課）7月豪雨の災害現場を報道で見るとおり、仮置場での分別に苦慮している現状です。本当はある程度分別して持ち込む形をとっていかなければならないので、仮置場において廃棄物を担当する者ないしは事業者のほうで石綿かどうか判断して分別していくという対策が現実的かなと思います。

（委員）確認ですが、この処理方針は行政のための方針で、一般市民に対して考え方を示すものでしょうか。行政はこのように対応するというを示しているとする、一般の人たちはどうすべきか、というところはどこかに記載するのでしょうか。

（環境政策課）この災害廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理計画もそうですが、災害廃棄物を処理する側の計画としてつくるものです。その中で、例えば6番のところに市民、事業者に対して周知徹底するという文言もありますので、市民の皆さんには常に周知をして備えていただく。それで、松本市の処理方針に沿って動いてください、というような周知をしていく。

（委員）その処理方針に沿って市民が動いていくために、どう動くかという具体的な部分はどのくらい計画に記載されるのでしょうか。詳しく記載はせずにお任せするのか、ということです。要するに、このままだと市民側としてどうしたらいいかっていうことがちょっとわかりにくいと思います。

（環境政策課）全体の危機管理もそうですけれど、こういう場面ではやっぱり統一的な動きをしていただく必要がありますので、市としてはこういう方針でやるということをきちんと市民の皆さんにお伝えする中で、市の方針も承知していただきたい。

（環境業務課）前もちょっとお話しさせていただいたかと思いますが、基本的にこれは災害廃棄物の計画でありまして、全体の災害の計画も、どういったときにどういう動きをするのかを記載している行動のマニュアルもあります。それも見直しを危機管理課のほうで行っています。そのときに、市民の皆さん、町会の皆さんはどういった動きをしていただくのかというところをやっております。例えば3時間以内にどういった動きになるのか、廃棄物をどこへどのように誰が運ぶのかを、町会長や衛生部の皆さんと動けるような体制をとりながらマニュアルを作成しております。

（委員）さきほどの石綿の問題についても、誰が被害を受けるのかということを考えて、マニュアルを作成することが重要ではないかなと思います。

（部会長）石綿については、災害廃棄物を処理する際ボランティアの人も入りますし、マ

ニュアルは非常に重要になると思います。基本方針についてはよろしいでしょうか。それではこれでお認めいただいたということにいたします。

### (3) 松本市災害廃棄物処理計画の骨子について（環境政策課）

（部会長）お手元の骨子について、この項目の順序立て、それから一緒にするものがあるか別立てにしたほうがいいのか、ほかに何か事項があるかということ、この点から協議いただきたいと思います。

（委員）最後のその他の事項という項目は、何か追加というようなイメージになっているので、ここも何かもう少し章立ての名前をつけたほうが良いような気がします。

（部会長）これは御検討いただくということでお願いします。

（委員）25ページ付近の話で、仮設焼却炉は当然公害防止対策等を考えながら設置することになるかと思いますが、災害のがれきになると塩ビなども一緒になってしまうので、そういうのを燃やす場合ダイオキシンの問題が出てくると思います。もう少し具体的に対応を取り上げていただきたい。先ほど出た石綿の話もそうです。特に問題が大きな有害物資とか有害発生物質と考えられるものは個別に取り上げて、少し具体的な対策を盛り込んでいく必要があると思います。

（委員）16ページのあたりをみると災害時でも書いてある施設が全て健全、何の損傷もなく処理ができるというようにとらえかねない。クリーンセンターでもあずきセンターでも被災する可能性があることを記載しておくべきでは。

（環境政策課）御指摘のとおりで、施設も当然被害の中に入ると思います。モデル事業の中で、糸魚川一静岡構造線断層（全体）の想定の中でクリーンセンターの稼働率が被災した1年目は7割ぐらいに落ち、エコトピアは100%の稼働率であると想定しております。ですので、計画には施設の被害も想定した上で記載していく予定です。

（委員）残りの3割はどういう損害が発生するのか。

（環境政策課）想定としてクリーンセンターの場合は、発災から4カ月間停止する、せざるを得ないと想定していますので、それを年間ベースに割り返すと7割ぐらいの稼働率というようなお示しの仕方になっております。

（部会長）停止するというのは、炉が壊れたりとか施設が壊れたりすることが前提ですか。どこが壊れる可能性が一番大きいのでしょうか。

（環境業務課）焼却炉はストーカ炉になっており、格子状になって押し出しながら空気をブローして燃やしますので、そういったところが多分一番弱いのではないかというふうには想定されます。そういったところを直して、稼働できるまでの期間が4カ月ぐらいかなという想定でおります。

（委員）先ほどの有害物質の委員の意見の追加ですが、一般住宅と工場とかとは別に、病院ですとか化学工場とか、有害物質を扱っている場所がわかっているところはありますよ



ね。その辺を分けて書き込むほうが現実的ですし、その一つ前の収集運搬体制とかいうところにもかかわってくるので、そこはやっぱり具体的に書いたほうが良いような気がするのですが、いかがでしょうか。

(部会長) そこも検討事項ということでお願いします。

(委員) 15ページのボランティアについてですが、この7月豪雨の報道を見ますと、行政のほうでボランティア対応は結構御苦労されています。発災後は災害廃棄物の分別などの問題も出てくるとお思いますので、体制を事前に整えていく必要があると思います。そのあたりの記載も必要ではないかという気がします。それからもう一つ、23ページあたりの話ですが、災害廃棄物は臨時集積所に置いたあと、一次仮置場、二次仮置場へ移していくと思いますが、7月豪雨でも問題になっているのは市民が災害廃棄物を持ち込む臨時集積所といわれています。その臨時集積所をどうするか。市街地に住んでいる人だけではなく、郊外に住んでいるかたもいますので、一律的な考え方じゃなくて地域単位でどう設置するのか、という部分を具体的にしていける必要があるのではないかと思います。

(環境業務課) 先ほど資料で、松本地震のときにどんな対応をしたかというのをお示ししておりますが、そのときは仮置場について、発災したその日から動いており、各町会単位で仮置場を設置することができました。地元町会、小さな単位からすると、そこへ一旦集積して、運搬して、その次の段階で分別ができるというように段階的にできたのかなと思いますが、松本地震以上に大きな災害になってくると町会単位での設置が非常に難しいと思います。地区ごとに設置するのか、もっと仮置場の規模を大きくすると仮設住宅の候補地と仮置場の候補地が被ってしまうことも考えられます。そのあたりも整理していかなければならないと思っていますので、そういったことも想定した計画になるように作業を進めているということでお願いします。

(危機管理課) 先ほどボランティアの話がありましたが、松本市の場合ボランティアの受け付けは社会福祉協議会が一手に引き受けるということになっております。松本市の災害対策本部とのつながりはありますが、受付窓口については社会福祉協議会に一本化という形をとっていることを参考までにお伝えしておきます。

(委員) 災害直後は情報が錯綜していると思いますし、場合によってはいろんな通信手段が使えないケースがあると思います。今の世の中ですからSNS等をどうやって情報収集の手段として使うのかということも、新しい方法として視野の中に入れておく必要があるのではないかなという気がします。検討いただけたらと思います。

(部会長) 検討課題ということでお願いします。

(委員) 松本地震のときに災害廃棄物を集積して、そこで例えば火災が起こったとか、そういうことはありましたか。

(環境業務課) 松本地震の時はありませんでしたが、可能性としてはあると思います。普段パッカー車で収集する際もカセットボンベやライターを分けて集める前は火災が年間何回か起きることがありました。現在カセットボンベやライターは別に収集するよう

になりましたのでそれ以降はありませんが、ないとは限らないと思います。

(委員) 集積場の場合はそれもある程度視野に入れておかないといけないと思います。もちろんボンベの問題もありますが、自然発火ということも考えられます。火災の問題も視野に入れておいたほうがいいかなと思います。

(委員) 今のことと重複しますが、仮置場の警備・管理体制についてはどこかに記載があった方がよいかと思います。

(部会長) 項目立てとしては概ねこれでよろしいでしょうか。あとは、黄色の枠の要旨(計画に掲載するうえでの方向性)の部分で、また次回も少し議論いたしますが、もし本日中に何か御意見があるようでしたらお願いします。

(委員) 第4章その他の事項について、現段階で外へ出して別立てするものについて具体的にどのようにお考えでしょうか。

(環境政策課) 今日の段階ではそのような視点は持っておりません。

(部会長) 市民への啓発広報が非常に重要だと思います。これは危機管理のところに大きく影響すると思いますが、例えば他の自治体ではCG等を活用して災害時どのように津波が来るかといったシミュレーションが映像で公開されていて、非常にイメージが鮮明になっています。松本市も、そういったもの活用して市民に周知していくと、現実味が帯び、啓発効果も高まるのではないかと思います。危機管理の面からもぜひ御検討いただきたい事項だと思っておりますので、ぜひお願いします。

(危機管理課) ありがとうございます。地震の関係もございますので、考えたいと思います。

(委員) 7月豪雨では、地域性もあって、ため池の話題も出ていますが、松本市の場合、具体的には幾つぐらい存在するのでしょうか。

(環境業務課) 正確な数字はわかりませんが、市が管理している池は4つです。それ以外は水利権を持った地元の皆さんですので、100から200くらいはあったかと思います。決壊の問題など非常に重要になると思いますので、次回までに担当課に確認しておきます。

(部会長) ありがとうございます。今日はこれでよろしいでしょうか。そうしましたら、議事(4)次回の専門部会について、事務局より御説明をお願いします。

(4) 次回の専門部会について(環境政策課)

次回開催は9月5日(水)午前10時から開催することになりました。

### 3 閉会